

令和6年度 萩市消費生活モニター通信 ②



令和6年12月発刊

萩市 消費生活センター

目 次

萩市では昭和47年に消費者行政の推進を図ることを目的に消費生活モニターを設置し、年に3回いただいたご意見等に回答した内容を公開して、消費者の声や消費生活の安心・安全に関する問題等の啓発を行っています。令和6年度2回目となる内容は以下のとおりです。

1. 田舎で安心して生活したい	1
2. 高齢者の注意喚起について	3
3. 催眠商法に注意	4
4. アンケートの協力依頼に注意	5
5. 消費者セミナーに参加して	6
6. 不審な電話に注意	8
7. 賞味期限・消費期限の表示について	9
8. 賞味期限のある食品の買い方について	10

1 田舎で安心して生活したい

1. 私の住んでいる地域にはスーパーがありません。元々ない地域でしたが、以前は商店や漁協・農協の販売所があったので、ちょっとしたものは購入できていました。

ですが、ここ何年の間に商店や販売所は閉まり、生鮮食品などの買い物ができるお店がなくなってしまいました。最近は移動販売車が毎週、金曜日に訪れてくるようになり地域の方がお買い物をされていると聞いています。

我が家は私が萩市内に勤めているので、必要なものは仕事の帰りに買い物をしていますが、やはり母も自分で買い物がしたいという思いもあるので、仕事が休みの日は買い物と一緒にいたりしています。ご近所のご自身で買い物に行けない方もご家族が来られて一緒に買い物にいらっしゃるのをお見かけしたことがあります。

ご近所に頼れるご家族がいらっしゃらない方はどうされているのでしょうか。地域では社会福祉協議会の買い物支援サービス（1回につき 200円）というのがあるようです。地域によって違うと思いますが、どのくらいの方が利用されているのでしょうか？

2. 自然に恵まれ、夫婦2人健康で過ごせればこんな幸福な人生はないと思います。我が家は子供達3人が成人し、それぞれ家庭を持っています。幸いに県内に住んでいるのでいざという時は力をかしてくれます。

先日入院することがあって、病院まで連れて行ってもらえましたが、もし自分が運転できなくなると通院や買い出しが困難になったらと不安です。福祉車両とかあるにはあるのですが、もっと利用できる方法を増やしてもらえると高齢者の多い地域は安心して生活できると思います。



【高齢者支援課回答】

高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域住民が主体となって自主的に行う「住民主体サービス」が各地域で実施されています。地域によってサービスの内容は異なりますが、主な取組として診療所への通院や買い物の同行や代行などの生活援助（訪問型サービス）や、運動、交流、茶話会などのサロン活動（通所型サービス）があり

ます。令和5年度に「訪問型サービス」を利用された方は延べ1,332人で、そのうち買い物支援にかかる利用者は188人でした。

これらの住民主体サービスの実施にあたっては、市から各団体に運営に必要な経費に対し補助金を交付するとともに、活動用の車両を貸し出しています。しかし、この車両について、より幅広く利用できるようにしてほしいという意見が寄せられていることから、現状では住民主体サービスに限定している利用範囲を、地域福祉の向上を目的として拡大することを検討しています。

【商工振興課回答】

萩市では、高齢化が進行する中、特に、中山間地域において、高齢者等の自宅から目的地までの移動手段の確保が、課題であると認識しているところであります。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化が進展している状況に加え、コロナ禍の影響など、地域の公共交通を取り巻く環境は大きく変化しております。

今年度、新たに「豊かな暮らしを創る交通ネットワーク」を目指すべき姿に定め、利便性が高く、誰もが、自宅から目的地までを移動することができる、持続可能な公共交通ネットワークの構築のために、今年度、「萩市地域公共交通計画」を策定しております。

移動手段をしっかりと確保していく、その手法としてどういった公共交通の在り方がよいのかという、萩市全体の視点から、交通事業者が担う部分、行政が担う部分、そして、地域の中で役割を担っていただく部分も明確にしながら、どのような交通体系が、利用しやすく、また効率的であるかなどについて検討し、市内の公共交通の維持・確保及び利用促進に向けた取り組みを進めていくことにしております。



2 高齢者の注意喚起について

私を含めて多くの高齢者の方が不安に感じていると思いますが、事前に調べてグループで窓ガラスを割って侵入する手口で大きな怪我をさせられてお金を取られる事件をテレビで知り、知らない若い人を見かけると不安を感じます。少し前まではうそ電話詐欺に気をつけるように注意喚起されていまして、今少しずつ全国に広まってきておりますが、高齢者の方が最低限何か気をつけたら良い事がありますか？

【消費生活センター回答】

「太陽光発電パネルの劣化の点検（約30分）をすると電話がかかった。消費生活センターの依頼を受けた」「家に設置されている電気給湯器のチェックに行きたい」など、家に訪問して点検や調査を目的とした電話が市内各地に最近かかってきているようですが、業者名は不明です。

知らない業者が家に訪問すると、家の中の配置や家族状況などの個人情報がわかり危険です。

点検・調査を目的とした電話が知らない業者からかかったら、安易に個人情報を伝えないよう、十分な注意が必要です。

【萩警察署回答】

全国的に一般住宅を狙った悪質な強盗事件が発生しており、県内でも、SNS で集められた少年による強盗予備事件が発生しています。

あなたと家族の大切な命と財産を守るため、下記を参考に防犯対策をとりましょう。

被害防止のポイント



- 就寝時は確実に全ての出入口と窓に鍵を掛ける
- 万一の侵入に備え、枕元に防犯アラームを備え付ける
- 防犯フィルム、補助鍵、センサーライト、防犯カメラ等の防犯設備を充実させる
- 在宅時、短時間の外出でも、出入口や無人の部屋の窓に必ず鍵を掛ける
- 必要以上の現金を自宅に保管しない
- 家族構成や資産を他人に教えない
- 万が一、犯人と鉢合わせになったら・・・無理に抵抗せず、犯人が立ち去ったあと、すぐに110番通報する

また自身が闇バイトによる犯罪に加担しないように、

- ☐ 闇バイトに絶対に応募しないこと
- ☐ 仮に応募しても犯罪を実行に移す前に勇気を持って警察に相談することも重要です。

3 催眠商法に注意

実家の父が亡くなり、四十九日法要が終わった頃、対応をお願いした葬儀会社の方から「お花を届けたいのですが…」という電話を頂きました。私はサービスで単にお花を届けてもらえるのだと思って承諾の返事をしました。葬儀会社の方が予定の時間に来られ、お花を頂き父の仏壇に焼香して下さいました。その後、世間話やその方の家族の話など延々とされて中々帰ろうとされないものでちょっと変だなと感じ始めた時、互助会の話を始められました。そこでやっと営業訪問でお花は口実だったんだと気づきました。お花を頂いた事や母の意向もあり継続する事にしてしまいました。悪徳商法などではなかったのですが、即決せず検討するようにするとかの冷静な判断が足りなかったのでは…と後から反省しました。かなり以前の事です、無料の粗品につられて布団販売のお店の室内に入ってしまった事もありました。購入はしませんでした、無料の粗品などにつられてしまう傾向があるので、今後もよく耳にする催眠商法などには注意しなければいけないと思っています。

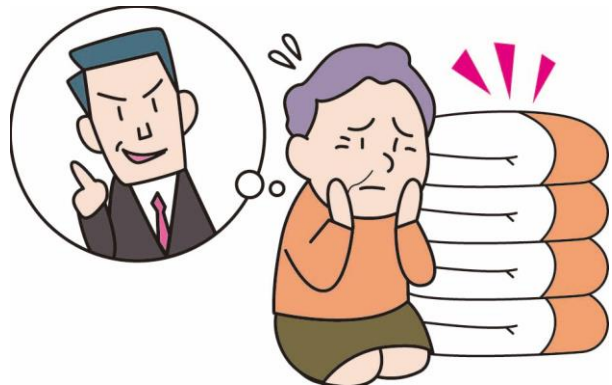
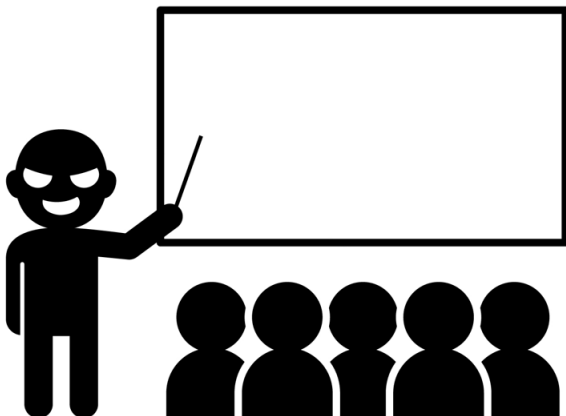
【消費生活センター回答】

催眠商法（ＳＦ商法）とは、人を集めた会場で、安価な日用品の販売や無料配布、健康機器の無料体験、健康についての講座などを開催し、健康不安をあおるなど巧みな話術で会場の雰囲気を盛り上げて、最後に高額な商品を購入させる商法のことです。

◆催眠商法の注意すべきポイント

- ・安易に会場に行かないこと。一度会場に入ると容易に抜け出せなくなります。
- ・会場に行ってしまったも、場の雰囲気に飲み込まれず、日用品などはもらわないようにしましょう。品物をもらってしまうと、ますます抜け出しにくくなります。
- ・「今日だけ」「今だけ」「特別に」というような言葉に惑わされず、本当に必要な商品なのかよく考えましょう。
- ・「タダより高いものはない」と肝に銘じましょう。

◆やむを得ず契約した場合は、消費生活センターにご相談ください。



よく考えて契約すればよかった

こんな時は、店舗での購入でなければクーリングオフの対象になるので直ぐに消費生活センターへ相談しましょう

4 アンケートの協力依頼に注意

買い物途中、アンケートを依頼された時のことです。家電量販店に立ち寄ると、その日は連休の最終日で店内は子どもが喜びそうな楽しい雰囲気です。ガラポンをしてウェットティッシュをもらいました。その直後「アンケートにご協力いただけますか」と言われ応じました。アンケートの内容は「本日の来店目的」「買い替えを考えている家電は？」に始まり「オール電化にしているか」「携帯はどこの社のものか、毎月の携帯の支払い額は？」。このあたりから携帯の話なのかと気づきました。「今お使いの携帯を〇〇社に乗り換えると毎月の支払いが△△円に減りますよ。」と言うのです。時間も長引くにつれて話を聞くのも嫌になってきました。今使っている携帯を替える気はないのできっぱり断ってその場を後にしました。ただのアンケートで終らず商売目的の方向に誘導するためだったのです。アンケートの協力には注意が必要と感じました。

【消費生活センター回答】

家電量販店等が、店内で市場調査などのためにアンケートをとる場合がありますが、関心がないアンケートや、アンケートをすることで不安になる場合は、はっきりと断りましょう。

また、インターネットでのアンケートに答えるだけなのに、自分の氏名・メールアドレス・性別・生年月日・住所・電話番号などの個人情報をサイトに登録して、このことから個人情報が抜き取られてしまう・利用されてしまうといった危険があります。

インターネットでのアンケートやクイズは、もはや一般的です。スピーディかつ安価に用意されたアンケートにユーザーは簡単に回答でき、さらに企業側も調査結果を集計しやすい利点があります。

マーケティング担当者が、見込み客に対して調査を実施する際のツールとしてインターネットでのアンケートは頻繁に用いられています。回答すると報酬（ポイント等）が支払われるなど何かしらの謝礼が提供されますが、上述のようなインターネットでのアンケートのリスクや、真偽を見極める方法について理解する必要があります。



**アンケートにご回答いただだけで
景品がもらえますよ**

× うまい話には裏があるので注意しましょう

5 消費者セミナーに参加して

1. 紅麹サプリ事件が、今年3月に発覚しました。健康目的で摂取されたのに、逆に体に害を及ぼすとは誰も想像できなかった事だと思います。健康志向が高い近年、サプリを摂取されている方は多くなっていると思うので、衝撃的な事件でした。

私も健診で骨密度検査を受けて数値が良くなかったので、何か少しでも改善できる健康食品はないか考えていたところでした。その時、消費者セミナーで、「もっと知りたい！健康食品の最近の話題～健康食品との付き合い方を考える～」という演題の案内を頂き参加しました。

その講演で、健康食品に表示してある下記の保健機能食品の内容を聴きました。
「特定保健用食品（トクホ）」・科学的根拠に基づいて消費者庁長官が食品ごとに許可されたもの

「栄養機能食品」・表示できる栄養成分と量に基準があり、ビタミンやミネラルが対象で製造者が基準を満たしている自己認証のもの

「機能性表示食品」・事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。安全性・機能性に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもの。ただし、個別の許可を受けたものではない。

今まで何気なく商品の表示を見ていましたので、参考になりました。

健康食品は、多様な種類があり手軽に入手、摂取できるというメリットはありますが、その反面、副作用や相互作用のリスクがあり品質・安全性に不安もあります。

講演を聞いて、健康食品を摂取するうえでの心構えとして健康食品は食品であり医薬品ではない、広告に惑わされない、表示内容を確認する、食事・運動・休養が基本である事を学びました。これから、健康な生活を送るために色々なセミナーに参加して知識を習得して行きたいと思います。

2. 先日、消費者セミナーにて健康食品について学びました。安全性・有効性が科学的に証明されている医薬品と違い健康食品はそれらが確実に信頼できるものではありません。健康食品は「薬」ではなく、あくまでも「食品」で病気を治したり防いだりする効果はないのです。

栄養のバランスのとれた食事・適度な運動・十分な休養の基本をおさえた生活の中で、それらの質を高める補助役として、上手に利用する事が大切だと改めて感じました。

思い通りの効果が現れるかも、副作用などの健康被害を受けるかも、人それぞれです。商品のキャッチコピーや体験談を鵜呑みにせず、使用する際には慎重に検討し、不安があれば医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。

【消費生活センター回答】

消費者セミナーは、消費者に関する様々な問題を正しく理解していただくことを目的とし、今年度は、甚大な健康被害のあった「健康食品」についての講演を企画しました。今後の消費者セミナーの講座のご希望等ありましたら、消費生活センターまでご連絡ください。

【健康増進課回答】

自分の健康を考えて健診を受けたり、結果で良くないところがあれば改善したいと行動に起こしたりすることはとても大切です。その中のひとつの手段として、手軽な健康食品を選ばれる方も多いかもかもしれません。

しかし、ご指摘のとおり、家族でも顔や性格、嗜好等が違うように、効果は一人ひとり異なります。高価な健康食品を飲んでいるのに全く効果がない方や、飲んでいる薬との飲み合わせが悪い場合などもあります。

まずは、現在の自分の生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙等）を振り返り、「野菜の多い弁当や総菜を選ぶ」「近場には徒歩や自転車で行くようにする」「週に1日はお酒を飲まないようにする」など、お金をかけずに続けられることから改善してみるのはいかがでしょうか。

◆より良い生活習慣のポイント

- ・ 適正体重を維持する
- ・ 生活リズムを整える
- ・ 長時間の座りっぱなしを防いでこまめに体を動かし、運動習慣を持つ
- ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を摂る
- ・ 塩分を控え、野菜や果物を適量摂る
- ・ 禁煙する
- ・ お酒は適量をたしなむ
- ・ 質のよい睡眠をとる
- ・ 1年に1回健診を受ける など

萩市では、健康教室や出前講座のほか、毎月保健師と管理栄養士による健康・栄養相談会を開催したり、定期的に中央公園などで健康体操も行ったりしています。広報や SNS 等で発信していますのでチェックしていただき、ぜひ一度お立ち寄りください。

また、健康についての悩みは、保健師または管理栄養士が個別での対応もしておりますので、お気軽にご相談いただければと思います。いつまでも元気で活躍できる身体を一緒につくっていきましょう。



日々の栄養バランスや適度な運動が健康の基本と理解しましょう

6 不審な電話に注意

私の自宅の固定電話は法人の電話番号を兼ねているため知らない番号でも電話に出ざるを得ない状況です。先日「121」で始まる見たことのない番号でしたが電話にでました。すると、いきなり次のような音声メッセージが流れてきました。『こちらは総務省電波管理審議会です。現在お使いの電話機及び通信サービスをあと2時間で全て中止します。オペレーターにお繋ぎを希望の方はダイヤル1を押して下さい。』という内容で、2回同じメッセージが流れた後、切れました。先月も同じ内容の電話があり、その時は「……あと5分で…」というメッセージだったと記憶しています。まるで、タイムリミットが迫っているかのようなメッセージで相手を慌てさせて、ガイダンスに従わせようという手口の不審電話でした。改めて知らない番号や不審な電話には注意したいと思いました。

【消費生活センター回答】

全国的にも秋市内でも情報提供と同様に、総務省を騙り「2時間後に電話が止まる」自動音声の不審電話が多くかかっています。オペレーターとの会話を希望して1を押すと、オペレーターを騙る犯人に繋がり、個人情報聞き出されるなど架空請求被害に遭うこともあるようです。

また、「電力会社からのアンケート調査」と称して自動音声でのアンケート調査（家族構成や60代より若い人と同居しているか等）は、個人情報の収集が目的ではないかと思われます。大手電力会社では、自動音声によるアンケート調査は行っており、電力会社を騙る不審な電話に注意するよう呼びかけています。電話登録にない番号や不審な番号からの電話には、要注意です。



総務省職員を名乗る不審電話にご注意ください

総務省職員を名乗り、国民の方々に対して、「あなたの携帯電話が不正に利用されている」、「あなたの家族の携帯電話が乗っ取られている」、「あなたの携帯電話から迷惑メールが大量に送付されており、手続きをしないと電話を止める」、「あなたのスマートフォンにウイルスが入っている」、「通信を停止する」、「警察署に電話を転送する」など、不安をあおって、個人情報を尋ねたり、金品を要求したりする不審電話が全国で確認されています。（5月13日現在、全国の各総合通信局に加え、総合通信基盤局移動通信課、利用環境課、データ通信課及び自治行政局住民制度課、電波監理審議会や、実在しない架空の部署の職員を名乗る不審電話が確認されています。）

総務省では、電話や通信の利用等に関して、個人情報を尋ねたり、金品を要求したりすることや、マイナ保険証の利用等に関して、個人に電話をしつたりすることは、一切ありません。

このような不審電話に関するお問合せは、下記の連絡先又は最寄りの総務省総合通信局へご連絡ください。また、被害が疑われる場合には、警察にご相談ください。

総務省ホームページより

総務省から電話が使えなくなると言われるけどどうしよう？

× このような電話がかかることはありません。

7 賞味期限・消費期限の表示について

田舎に住んでいるので近くに店もなく、調味料などを切らした時などは、すぐ手に入りません。我が家では、醤油や味醂などの調味料は床下収納にストックしています。ところが、賞味期限の表示が見えないため、蓋の上にマジックで書くようにしました。というのも収納庫の端の方で期限が切れた料理酒を見つけたからです。ああ、もったいない、もったいない、期限を大きく過ぎた料理酒はため息とともに処分しました。

ほぼ全ての加工食品には賞味期限・消費期限のいずれかの期限の表示がされています。賞味期限は「おいしく食べることができる期限」消費期限は「期限を過ぎたら食べない方がよい年月日」です。消費者にとってはとてもうれしい表示ですが、食品によって、表示されている場所や大きさが違います。わかりやすい場所に表示してある場合もありますが、目立たない場所に小さく表示してあることも多いです。

特に、薄い文字で小さく書かれている表示は見つけるのに苦労します。見やすい場所に少し大きめの文字で表示できないでしょうか？

【市民活動推進課回答】

一般用加工食品は食品表示基準第3条第1項により横断的義務表示事項が定められており、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限などを表示することとされています。

消費期限と賞味期限の考え方はご見識のとおりで、消費期限については、品質の劣化に伴い安全性の確保を欠くおそれがないと認められる期限のため、これを経過すると安全性を欠くので食べない方がよいとの判断になります。期限は令和〇年〇月〇日、20△△.△.△など年月日で表示することや製造から賞味期限までの期間が3か月を超えるものにあつては、令和〇年〇月のように年月で表示することも可能です。お弁当など消費期限が短いものは必要に応じて時間まで表示することが望ましいとされています。

また、食品表示基準第8条により、購入者に対して読みやすく、理解しやすい内容であることや容器包装の見やすい箇所に表示することや商品の面積が30cm²以下を除き文字サイズを日本産業規格Z8305（1962）に規定する8ポイント以上の大きさにすることも定められていますので、販売される側はご意見にございますように消費者にわかりやすい表示を行う義務があります。



食品表示基準による一般加工食品の主な表示例

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限又は消費期限
保存方法
製造者

**販売される側は食品表示基準により
消費者にわかりやすい表示を行いましょう**

8 賞味期限のある食品の買い方について

スーパー等でよく見かけるのが牛乳やヨーグルト等の生鮮食品の売場で奥の奥に並んでいる賞味期限の遠い物を無理矢理に取り出している光景です。コロナ禍で人の触った物を買いたくないという思いがあるのかもしれないと思ったりもするのですが、買って即使用する物については「近い日付の物を」家に在庫があるけど取りあえずもう一つ買っておこう……は「少し後の日付の物」と使用日を考えて買えばお店にとってもプラスになるのではと考えます。

【環境衛生課回答】

この度は、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

スーパーやコンビニエンスストアなどの食品売場では、食品は賞味期限が近いものが手前側に陳列されていることが一般的です。

しかし、ご指摘のとおり、奥に陳列された賞味期限が遠い商品を選ばれることがよく見受けられます。

もし、購入される方々が奥にある商品を選び続けると、手前に陳列された商品は賞味期限が過ぎた時点で廃棄されることになり、結果として「食品ロス」へと繋がってしまいます。

「食品ロス」とは、本来食べられるはずの食品が捨てられてしまうことを指しますが、食べ物を捨てることはもったいないことであり、環境にも悪影響を与えることとなります。

農林水産省、環境省、消費者庁も、陳列棚の手前から商品を選ぶ【てまえどり】を推奨しています。（下図参照）

実は、家庭内での食品ロス削減に対する意識が高い人ほど、「期限までに使い切れないと食品ロスを生む」という考えから、食品購入時に必ず賞味期限を確認され、【てまえどり】を実施されない傾向があるようです。

ただ、その意識の高さはあくまでも「家庭内で」のことです。家庭内の食品ロス削減も考えねばなりません。同時に「社会全体で」「地球規模で」の食品ロス削減を意識することも大切です。ご提案の中に、使用日を考えた買い物行動をすれば良いのでは、とありましたが、正にその通りです。

※なお、京都市において、モニターが実験で可能な限りの【てまえどり】を実践したところ、購入した食品を賞味期限内に使いきる意識が格段に高まり、家庭からの食品ロスは増加しないどころかむしろ減少した、といった結果が出たことが報告されています。

萩市としても、食品ロス削減に向けた啓発活動を広報やホームページを通じて行っていますが、市民の皆様により広く知っていただくために、SNS などのメディアを活用した情報発信も進めてまいりたいと考えております。

食品ロスの削減は、地球環境の保全や地域社会の持続可能性に大きく貢献をする取り組みです。市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後とも、萩市は地域社会と共に、持続可能な未来を作るために努力してまいります。



令和6年度萩市消費生活モニター（敬称略）

田村 益子 （平安古町）

松浦 美代子 （椿東）

浮里 ひとみ （三見）

松浦 宇佐子 （大井）

横山 朱美 （川上）

新川 眞澄 （下田万）

高橋 邦江 （吉部下）

岩本 裕子 （弥富下）

西岡田 かおり （佐々並）

吉村 玲子 （紫福）

萩市消費生活センター

0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・
解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質
など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

